

令和 5 年 9 月 27 日

保護者各位

香川県藤井高等学校
香川県藤井中学校
校長 前田 邦 欣

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の出席停止の扱いについて

朝の空気に爽秋の気配が感じられる頃となりました。保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき心より御礼申し上げます。

さて、5 月 8 日からの新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが 2 類から 5 類へと移行いたしました。それにより、学校における新型コロナウイルス感染症による出席停止の扱いも変わります。

2 類時は、陽性者・濃厚接触者・風邪症状等がある場合などを出席停止扱いとしておりました。5 月 8 日の 2 類から 5 類へ移行により新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同等の扱いとなりました。つきましては出席停止の扱いも同様に、医師の確認のもと発症日から 5 日間の自宅療養（かつ解熱後 24 時間経過）を出席停止期間の基準としてお願いいたします。また、発症から 10 日を経過するまでは、マスクを着用していただきますよう併せてお願いいたします。出席停止報告書については出席停止期間が明け、登校した際に担任よりお渡しさせていただきます。その際は、調剤のコピーまたは医療機関での領収書のコピーを添えてご提出ください。有料の診断書は必要ありません。

マスクの着用は現状のとおり個人の判断に委ねることといたします。基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を続けるお子様もいるかと思いますが、個人の判断に委ねますので、マスクの着脱は強いることがないようにいたします。

混雑した電車やバスを利用する場合、校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨いたします。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、病院受診をしていただくよう引き続きご協力をお願いいたします。

以上